

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公表番号】特表2016-530239(P2016-530239A)

【公表日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2016-057

【出願番号】特願2016-525434(P2016-525434)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/08	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
C 1 2 Q	1/04	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	39/08	Z N A
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	39/00	H
A 6 1 P	37/00	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	31/00	
C 1 2 Q	1/04	
G 0 1 N	33/53	K

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月5日(2017.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

寛容を誘導し、腸管バリアの完全性を強化し、及び炎症を低減する効果を有する組成物であって、(a)1以上の短鎖脂肪酸若しくは短鎖脂肪酸誘導体；(b)少なくとも1のG P R 1 0 9 リガンド；(c)少なくとも1のG P R 4 3 リガンド；(d)少なくとも1のヒストンデアセチラーゼ(H D A C)阻害剤；(e)1以上の、クロストリジウムクラスターI V、クロストリジウムクラスターX I V a、若しくはクロストリジウムクラスターX V I I Iに属する細菌由来の抗原；(f)フラジエリンポリペプチド；又は(g)(a)～(d)のうちの少なくとも1と(e)～(f)のうちの1との組み合わせを含む、組成物。

**【請求項 2】**

(a) が酪酸塩、イソ酪酸塩、プロピオン酸塩、酢酸塩、トリプチリン、酪酸ピバロイルオキシメチル、及びモノアセトングルコース 3-ブチラートから成る群から選択される、請求項 1 の組成物。

**【請求項 3】**

(a) が酪酸塩である、請求項 1 又は 2 の組成物。

**【請求項 4】**

(a) が酪酸塩、イソ酪酸塩、プロピオン酸塩、及び酢酸塩の、塩の混合物である、請求項 1 の組成物。

**【請求項 5】**

(f) がフラジエリン、フラジエリン様配列、フラジエリンの成分、C Bir 1、F1a-X、F1iC、F1iD、F1gK、F1gC 及びF1gE から成る群から選択される、請求項 1 の組成物。

**【請求項 6】**

(f) がフラジエリンである、請求項 1 の組成物。

**【請求項 7】**

(e) の細菌が、クロストリジウムクラスター I V からの細菌とクロストリジウムクラスター X I V a からの細菌との組み合わせ、又はクロストリジウムクラスター I V からの細菌とクロストリジウムクラスター X V I I I からの細菌との組み合わせ、又はクロストリジウムクラスター X I V a からの細菌とクロストリジウムクラスター X V I I I からの細菌との組み合わせ、又はクロストリジウムクラスター I V からの細菌、クロストリジウムクラスター X I V a からの細菌及びクロストリジウムクラスター X V I I I からの細菌の組み合わせを含む、請求項 1 の組成物。

**【請求項 8】**

寛容を誘導し、腸管バリアの完全性を強化し、及び炎症を低減する効果を有する組成物であって、酪酸塩及びフラジエリンを含む、組成物。

**【請求項 9】**

寛容を誘導し、腸管バリアの完全性を強化し、及び炎症を低減する効果を有する組成物であって、酪酸塩、イソ酪酸塩、プロピオン酸塩、及び酢酸塩の、塩の混合物並びにフラジエリンを含む、組成物。

**【請求項 10】**

組成物を結腸粘膜に選択的に指向する送達システムを更に含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項の組成物。

**【請求項 11】**

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の組成物及び医薬的に許容可能な成分を含む、医薬組成物。

**【請求項 12】**

寛容を誘導し、腸管バリアの完全性を強化し、及び / 又は炎症を低減するための、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項の組成物又は請求項 11 の医薬組成物。

**【請求項 13】**

自己免疫疾患、炎症性疾患、アレルギー疾患、及び感染性疾患から選択される少なくとも 1 の疾患を治療し、治療補助し、重篤度を低減し、又は予防するための、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項の組成物又は請求項 11 の医薬組成物。

**【請求項 14】**

寛容を誘導し、腸管バリアの完全性を強化し、及び / 又は炎症を低減するための医薬を製造するための、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項の組成物又は請求項 11 の医薬組成物の使用。

**【請求項 15】**

自己免疫疾患、炎症性疾患、アレルギー疾患、及び感染性疾患から選択される少なくとも 1 の疾患を治療し、治療補助し、重篤度を低減し、又は予防するための医薬を製造する

ための、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項の組成物又は請求項 11 の医薬組成物の使用。

【請求項 16】

クロストリジウムクラスター I V 、クロストリジウムクラスター X I V a 、又はクロストリジウムクラスター X V I I I に属する細菌に発現する抗原に特異的な T 細胞の活性化を決定する方法であって、( a ) 該抗原を認識する細胞を含むと疑われる被験体由來の試料を提供する工程；( b ) 試料と該抗原のエピトープを含有する M H C クラス I I テトラマー複合体とを接触させる工程；及び( c ) 試料の細胞とエピトープを含有する M H C クラス I I テトラマーとの結合が生じているか否か決定する工程を含む、方法。